

大会・イベント後援に関する規定

第1条（目的）

本規定は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「本協会」という）が後援を行う大会・イベント（以下「イベント」という）に関する基本的事項を定め、ゴールボールの健全な普及・発展と安全な運営を図ることを目的とする。

第2条（後援の定義）

本規定における「後援」とは、本協会が主催団体の申請に基づき、そのイベントの趣旨に賛同し、名称の使用を承認することをいう。ただし、本協会はイベントの運営責任を負わないものとする。

第3条（申請資格）

後援申請ができる者は、以下のすべての条件を満たすものとする。

1. 申請代表者が本協会の正会員であること。ただし、理事会が特別に認める場合はこの限りではない。
2. 自治体・教育機関による申請は、原則として本協会アソシエイツプログラムへ申請を行うものとする。
3. 過去に本協会から重大な注意・指導を受けていないこと。
4. 本協会の理念および倫理規定に反しない団体または個人であること。

第4条（申請手続）

後援を希望する場合は、原則としてイベント開催日の1ヶ月前までに、以下の書類を提出するものとする。

1. 後援申請書（所定様式）
2. イベント企画書（開催概要、日程、会場、参加対象等／書式自由）
3. 告知・広報計画書（ポスター、チラシ、SNS等の使用予定／書式自由）
4. 安全管理計画書（スポーツ保険の加入証明を含む）
5. その他本協会が必要と認める書類

第5条（後援の可否）

提出された申請書類をもとに、広報部およびマーケティング部で審査を行い、結果を理事会に付議する。後援の可否は理事会での正式承認をもって決定し、その結果を申請者に通知する。

なお、以下の場合には後援を認めないことがある。

1. イベントの内容が本協会の目的に適合しないと判断される場合
2. 安全対策が不十分であると認められる場合
3. 過去に後援条件を逸脱した経歴がある場合

第6条（後援の条件）

後援を認めた場合、主催者は以下の条件を遵守するものとする。

1. 本協会の名称は、事前に承認された形式でのみ使用すること。
2. 本協会のロゴマークは一切使用しないこと。
3. 告知物（ポスター、Webサイト等）において「一般社団法人日本ゴールボール協会 後援」と明記すること。
4. イベント終了後1ヶ月以内に、実施報告書を提出すること。
5. 事故・トラブル発生時には速やかに本協会へ報告すること。

第7条（取消し）

本協会は、後援決定後に以下の事項が発覚した場合、後援の取消しを行うことができる。

1. 提出書類に虚偽があった場合
2. 本協会の名誉を著しく損なう行為があった場合
3. 安全配慮義務に重大な違反があった場合
4. 本協会のロゴを無断で使用した場合

第8条（附則）

本規定は2025年9月17日より施行する。必要に応じて内容は改定されるものとする。